

藤井寺市広告マット設置取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則（平成21年藤井寺市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、藤井寺市の公共施設等（以下「施設等」という。）に広告入り足拭きマット（以下「広告マット」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告マットの規格等)

第2条 広告マットを設置する施設、設置場所、規格、維持管理その他広告マットに係る条件は、別に定める。

(設置期間)

第3条 広告マットの設置期間は、1回の申込みにつき、4月1日から翌年の3月31日を設置終了日とする12ヶ月を最長とする。ただし、設置期間の最終月において、第5条による申込みをし、設置決定を受けた場合は、引き続き設置することを妨げない。

(募集方法)

第4条 広告マット設置の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 広報ふじいでらへの掲載

(2) 藤井寺市ホームページへの掲載

2 設置枠に空きが生じたときは、前項各号に掲げる方法による募集のほか、民間企業等に対して広告マットの設置の案内を行うことができる。

(設置の申込み)

第5条 広告マットの設置を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告マットの設置を始めようとする月の前月の5日までに、藤井寺市広告マット設置申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置しようとする広告マットの案

(2) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

(設置の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに審査を行い、設置の可否を決定するものとする。

2 市長は、設置の可否を決定する場合において、必要と認めるときは、広告内容の修正等の条件を付することができる。

3 設置の申込みが、募集した設置枠を超えたときは、次に掲げる順位により設置の可否を決定するものとし、当該順位も同一にあるものについては、抽選により決定するものとする。

(1) 公社、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人及びこれらに類する者の広告マット

(2) 公共性の高い民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告マット

(3) 前号に該当しない民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告マット

(4) 前3号に該当しない者の広告マット

4 市長は、前3項の規定により設置の可否を決定したときは、速やかに藤井寺市広

告マット設置決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 前条第4項の規定により広告マット設置の決定通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、速やかに広告掲載に関する契約を市と締結しなければならない。

（広告内容等の変更）

第8条 市長は、広告マットの広告内容に支障があると認めるときは、設置者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 設置者は、設置期間内に広告の内容を変更しようとするときは、第5条の設置の申込みの例により、変更の承認を受けなければならない。

（設置の取消しの通知）

第9条 市長は、規則第6条の規定により広告マットの設置を取り消したときは、藤井寺市広告マット設置取消通知書（様式第3号）により、設置者に通知するものとする。

（設置者の責務）

第10条 設置者は、当該広告マットの設置に当たり、規則第5条に定めるほか、次の責務を負うものとする。

- (1) 市及び第三者が、当該広告に起因する損害を被ることのないよう管理すること。
- (2) 施設等への設置及び撤去に係る一切の経費を負担すること。
- (3) 破損、汚損等のため、広告マットを修復する必要がある場合は、設置者の負担により速やかに修復すること。ただし、その原因が市の責めに帰す場合は、この限りでない。
- (4) 設置期間の終了後、速やかに施設等の原状回復を行うこと。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告マットの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

藤井寺市広告マット設置申込書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名

法人・団体名

ふりがな

代 表 者 名

印

生 年 月 日 年 月 日生（男・女）

（事務担当者）

所属部署

氏 名

電 話

藤井寺市公共施設等広告マット設置の募集について、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則、藤井寺市広告マット設置取扱要綱及び募集要領の各事項を承知し、次に掲げることを誓約したうえで申し込みます。

記

- 1 申込書の提出に際し、規則第5条に定める責務について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 会社及び代表者の市税納付状況の調査を藤井寺市が行うことを承諾します。
（藤井寺市に納税義務がある会社及び代表者に限る。）

設置施設名	
設置場所	
設置期間	年 月から 年 月まで（ ヶ月）
広告の内容	別添原稿のとおり

- ・ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるときは承認しません。また承認後、暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると判明したときは、承認の取消しを行います。
- ・ 記載された個人情報は、藤井寺市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

様式第2号（第6条関係）

藤井寺市広告マット設置決定通知書

年 月 日

様

藤井寺市長

年 月 日に申込みのありました広告マット設置については、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の可否 設置を許可する ・ 許可しない
- 2 設置する広告マット

設置施設名	
設置場所	
設置期間	年 月から 年 月まで（ ヶ月）
広告の内容	別添原稿のとおり
修正の有無	有 ・ 無 有の場合、その内容

- 3 設置しない場合、その理由

様式第3号（第9条関係）

藤井寺市広告マット設置取消通知書

年 月 日

様

藤井寺市長

年 月 日付けで決定した広告マットの設置については、下記の理由により決定を取り消します。

記

1 設置を取り消す広告マット

設置施設名	
設置場所	
設置期間	年 月から 年 月まで（ ヶ月）

2 取り消しの理由